

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正に係る  
県政パブリック・コメント手続きについて

大気汚染の原因となるばい煙（いおう酸化物、ばいじん等）を排出するものとして、大気汚染防止法（以下「法」という。）及び熊本県生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」という。）で定められたボイラー、乾燥炉、廃棄物焼却炉等をばい煙発生施設といいます。このばい煙発生施設に対して、法及び条例により排出基準遵守義務等が適用されているところですが、この度、環境省の「ばい煙発生施設影響評価検討会」により、ボイラー規模要件は排出ガス量との相関がより高い燃焼能力のみにより規制を行い、従来の伝熱面積による規制は無くすべき、との見解が示されました。それを受けて、令和4年（2022年）10月1日の大気汚染防止法施行令（以下「法施行令」という。）の改正施行により、ボイラーに係る規模要件から伝熱面積が削除され、燃料の燃焼能力を規模要件として規定することになりました。

法施行令の改正を受け、条例施行規則においても伝熱面積による規模要件を削除し、燃焼能力による規模要件を設定することが適切と判断されるため、当該規則の一部改正を検討しています。

つきましては、この熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則改正案について、広く県民の皆様から御意見をいただくため、下記の要領でパブリック・コメントを実施します。

記

1 御意見募集の対象

熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

※参考資料：現行条文

2 御意見募集の期間

令和4年（2022年）7月8日（金）～8月7日（日）（必着）

3 案の掲載（閲覧）場所

(1) 熊本県ホームページ (<https://www.pref.kumamoto.jp>)

「熊本県ホームページ」の「ご意見・相談窓口」→「パブリック・コメント」のコーナーをクリックしてください。

(2) 熊本県環境生活部環境局環境保全課（行政棟新館5階）、  
情報プラザ（行政棟本館1階）

(3) 各広域本部地域振興局総務（振興）課（県内10箇所）

(4) くまもと県民交流館パレア（テトリア熊本ビル9階）

(5) 熊本県立美術館本館及び分館

- (6) 熊本県立図書館
- (7) 公立大学法人熊本県立大学本部棟

#### 4 御意見の提出方法

御意見については、住所、氏名（団体としての御意見であれば団体名）及び電話番号等をお書き添えいただき、以下の方法でお送りください（様式は問いません。）。

なお、電話や口頭による意見の提出は受付できかねますので、御了解願います。

##### (1) 電子メールの場合

メールアドレス [kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp](mailto:kankyouhozen@pref.kumamoto.lg.jp)

##### (2) ファックスの場合

FAX番号 096-387-7612

熊本県環境保全課 行

##### (3) 郵送の場合

〒862-8570（郵便番号を記載されるだけで県庁に届きます。）

熊本県環境保全課 行

#### 5 御意見の取扱い

お寄せいただきました御意見につきましては、後日、県の考え方をお示しし、県庁ホームページ (<https://www.kumamoto.jp>) などで公表いたします。その際、住所、氏名、電話番号などの個人情報を除き、御意見の内容が公開されることを御了承ください。

なお、御意見への個別の回答はいたしかねますのであらかじめ御了承ください。たくさんの御意見をお待ちしています。

#### 6 その他

(1) 御意見には、日本語を使用してください。

(2) 御意見用紙の大きさや枚数は問いませんが、意見が長文になる場合や添付資料が多い場合などは、大変お手数ですが、併せてその要旨を添付いただき、郵送により御提出ください。

熊本県環境保全課

〒862-8570（県庁専用番号）

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

TEL : 096-383-1111（代表） 内線 7332・7337